平成２２年（フ）第５０８号
大阪府東大阪市衣摺５丁目12番９号
債務者　松原　美和
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２０号
大阪府茨木市真砂２―14―３―502、住民票上の住所大阪府門真市末広町27番13―1004号
債務者　大西　　豊
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４６号
大阪府池田市荘園１丁目１番９―201号
債務者　伊東　和紀
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９４７号
大阪府池田市荘園１丁目１番９―201号
債務者　伊東美由紀（旧姓小谷）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４号
大阪市東淀川区下新庄２丁目８番19号
債務者　名和　昭彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０号
大阪市平野区長吉長原２丁目６番28号ナチュレ長原201号室
債務者　冨田　克彦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５２号
大阪府東大阪市岸田堂西２丁目11番13号―502号
債務者　内藤　彰三
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１６７号
大阪市生野区巽西４丁目５番36号
債務者　寺田　裕一
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３３５号
大阪市浪速区幸町３丁目１番20号　チェリヴィエール702号
債務者　金田満こと　金田　三弦
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５８号
大阪府八尾市都塚１丁目154番地
債務者　児玉　富恵
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７７３号
大阪市城東区今福西５丁目４番７号　ヴィレッジスプリングヒル301号
債務者　江上　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７８７号
大阪府大東市赤井２丁目17番６号
債務者　中村　　修
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８４０号
大阪市住吉区山之内１丁目14番12号　山之内サンハイツ301号
債務者　川原　　光
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５２号
大阪府茨木市平田２丁目16番15―303号
債務者　山本　剛幹
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７１号
大阪府寝屋川市香里北之町25番11号　香里園森岡マンション202号
債務者　川口　幸典
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８７４号
大阪府東大阪市近江堂２丁目８番７号
債務者　米田　仁克
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８号
兵庫県篠山市今福647番地１　ハイコートささ山103号
債務者　吉田　　厚
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係